

●香川県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 施行者の名称
高松市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高松広域都市計画道路事業 3・3・107 木太鬼無線 3・3・109 福岡三谷線
- 3 事業施行期間
平成24年6月29日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 高松市木太町地内